

海の中道海浜公園における公募設置等計画の認定について（公示）

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定に基づき、次のとおり、公募対象公園施設の場所を指定し、公募設置等計画が適当である旨の認定をしたので、同条第2項の規定に基づき公示します。

令和3年5月17日

公園管理者

国土交通省 九州地方整備局長

- | | |
|---------------|--|
| 1 認定計画提出者 | 海の中道パーク・ツーリズム共同事業体
（三菱地所株式会社（代表法人）
積水ハウス株式会社（構成法人）
一般財団法人公園財団（構成法人）
株式会社オープン・エー（構成法人）） |
| 2 認 定 日 | 令和3年5月17日 |
| 3 認定の有効期間 | 設置管理許可日から20年 |
| 4 公募対象公園施設の場所 | 福岡県福岡市東区大字西戸崎18-25
海の中道海浜公園 B地区内
（施設の範囲は別添図面のとおり） |

